

# 国産電子メール配信クラウドサービス「フミヨイ」契約約款

## 第1章 総則

### 第1条 約款の適用

当社は、国産電子メール配信クラウドサービス「フミヨイ」契約約款（以下「本約款」という。）を定め、これにより電子メール配信クラウドサービスを提供します。

### 第2条 本約款の変更

1. 当社は、本約款を変更することがあります。本約款が変更された後のサービスに係る料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。
2. 本約款を変更するときは、当社は、当該変更により影響を受けることとなる契約者に対し、事前にその内容について通知します。
3. 当社が契約者に本約款の変更内容を通知した後、契約者が、第27条に基づきサービス契約を解除せず、本約款の変更日後も当社サービスを利用した場合、契約者は、本約款が変更された後のサービス提供条件、料金その他のサービス提供内容に同意したものとみなします。

### 第3条 用語の定義

本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

申込者	国産電子メール配信クラウドサービス「フミヨイ」の利用申込を行った方
契約者	当社により承認を受けた国産電子メール配信クラウドサービス「フミヨイ」の契約者
利用者	契約者が国産電子メール配信クラウドサービス「フミヨイ」を用いて実施するサービスを利用する利用者
国産電子メール配信クラウドサービス「フミヨイ」	本約款に基づいて当社が提供するサービス
当社サービス	国産電子メール配信クラウドサービス「フミヨイ」（理由の如何を問わずサービスの名称又は内容が変更された場合は、当該変更後のサービスを含みます。）
フミヨイ	当社が開発提供する国産電子メール配信クラウドサービス
接続先情報	当社が契約者に提供するWEB画面URL、SMTP接続先ホスト名の情報
ログインおよび認証情報	当社が契約者に提供するログインID、パスワード、APIキー
サービス契約	第7条で定義される「サービス契約」

#### 第4条 本約款の構成

1. 本約款は「フミヨイ」が提供するサービス全体について適用されます。
2. 当社は、当社と契約者との間で個別に個別契約を交わす場合があります。その際は個別に定めた個別契約を優先するものとし、個別契約に記載のない事項については本約款が適用されます。

#### 第5条 ログイン認証情報

1. 契約者は、当社が契約者に対し付与するログインおよび認証情報(ログイン ID、パスワード、API キー)の管理責任を負うものとし、
2. 契約者は、ログインおよび認証情報を第三者に利用させてはいけません。(但し契約者の責任において業務を委託された代行者および契約者の責任で当サービスを連携させたシステムの任意利用者を除く)
3. 契約者は、ログインおよび認証情報が盗用され又は盗用される可能性があること並びに前項に違反して第三者に利用されていることが判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとし、
4. ログインおよび認証情報の管理不十分、使用上の過誤、第三者の利用等による損害の責任は契約者が負うものとし、当社は一切の責任を負いません。

#### 第6条 準拠法及び専属的合意管轄裁判所

本約款の準拠法は日本法とし、当社と契約者との間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を当社と契約者の第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第7条 契約の単位

当社と契約者は、本約款及び個別契約の規定に従った当社サービスの利用にかかる契約(以下、各々の契約を「サービス契約」という。)を締結するものとし、

#### 第8条 権利義務の譲渡制限

契約者は、サービス契約上の権利義務につき譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。

## 第2章 申込及び承諾等

#### 第9条 利用の申込

当社が提供するサービスの利用申込は、個別契約に利用の申込に関する特別の定めがある場合を除き、サービスの内容を特定するために必要な事項を記載した当社所定の利用契約申込書を提出して行うものとし、

#### 第10条 申込の承諾等

1. 当社は、サービスの利用の申込があった時は、次条(申込の拒絶)に定める申込の拒絶事由に該当する場合を除き、当社の裁量によりこれを承諾するものとし、
2. 申込に係るサービスの提供は、当社が契約者に通知するサービス利用開始日からとなります。

## 第 11 条 申込の拒絶

1. 当社は、サービスの申込者が次の各号に該当する場合には、サービスの利用の申込を承諾しないことがあります。
  - (1) 本約款又は個別契約に違反するおそれがあると当社が判断したとき
  - (2) 当社が提供するサービスの利用のために契約者が満たすべき要件が満たされていないとき
  - (3) 申込に係るサービスの提供又は当該サービスに係る装置の保守が技術上著しく困難なとき
  - (4) サービスの申込者が、当該申込に係るサービス契約上の債務の支払いを怠るおそれがあるとき
  - (5) 申込者が現に締結し、又は、従前締結していたサービス契約において、債務不履行又は不法行為を行ったことがあるとき
  - (6) サービスの利用契約申込書に虚偽の事実を記載したとき
  - (7) 違法、不当、公序良俗違反、当社若しくは当社のサービスの信用を毀損する、又は、当社サービスを直接若しくは間接に利用する者に重大な支障をきたす等の態様でサービスを利用するおそれがあるとき
  - (8) 反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員又は暴力団準構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味します。以下同じ。）である、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関与を行っているると当社が判断したとき
  - (9) その他当社が不適切と認めたとき
2. 当社が前項の規定により、サービスの利用の申込を拒絶したときは、当社は、申込者に対し、書面をもってその旨を通知するものとします。
3. 当社は、第 1 項に基づきサービスの利用の申込を承諾しなかった場合、その理由を説明する義務を一切負わないものとする。
4. 当社は、第 1 項に基づきサービスの利用の申込を承諾しなかった場合、これによって契約者に生じる損害について一切の責任を負わないものとする。

## 第 3 章 契約事項の変更

### 第 12 条 サービス内容の変更

1. 契約者は、個別契約に定めがある場合には、サービス契約の内容の変更を請求することができるものとします。
2. 前条（申込の拒絶）の規定は、前項の請求があった場合について準用します。この場合において、同条中「申込」とあるのは「変更の請求」と、「申込者」とあるのは「契約者」と読み替えるものとします。

### 第 13 条 契約者の名称の変更等

契約者は、その氏名若しくは名称又は住所若しくは居所その他当社が指定する事項に変更があったときは、当社に対し、速やかに当該変更の事実を証する書類を添えてその旨を届け出るものとします。

#### 第14条 法人の契約上の地位の承継

契約者である法人の合併又は会社分割により契約者たる地位が承継されたときは、当該地位を承継した法人は、当社に対し、速やかに、承継があった事実を証明する書類を添えてその旨を申し出るものとします。

#### 第15条 個人の契約上の地位の引継

1. 契約者である個人(以下この項において「元契約者」といいます。)が死亡したときは、元契約者に係るサービス契約は、終了します。ただし、相続開始の日から2週間を経過する日までに当社に申出をすることにより、相続人(相続人が複数あるときは、最初に申し出た相続人)は、引き続き当該契約に係るサービスの提供を受けることができます。当該申出があったときは、当該相続人は、元契約者の当該契約上の地位(元契約者の当該契約上の債務を含みます。)を引き継ぐものとします。
2. 第11条(申込の拒絶)の規定は、前項の場合について準用します。この場合において、同条中「申込」とあるのは「申出」と、「申込者」とあるのは「相続人」と、「サービスの利用契約申込書」とあるのは「申出書」とそれぞれ読み替えるものとします。

## 第4章 契約者の義務

#### 第16条 契約者の義務

契約者は、本約款に定められた契約者の義務を遵守するものとします。

#### 第17条 禁止事項

契約者は、当社サービスにおいて次の各号のいずれかに該当する事項を行ってはならないものとします。

- (1) 当社サービスを契約外の第三者に対して利用させる行為。(但し契約者の責任において業務を委託された代行者および契約者の責任で当サービスを連携させたシステムの任意利用者を除く)
- (2) 当社又は当社のサービスの信用を毀損するおそれがある態様及び当社サービスの運営を妨害するおそれのある態様で当社サービスを利用する行為。
- (3) 当社のサービスを直接又は間接に利用する者の当該利用に対し支障を与える態様において当社サービスを利用する行為。
- (4) スпамメール(迷惑メール)の配信行為。
- (5) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法に抵触する行為。
- (6) わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像、文章等を送信する行為。
- (7) 本人から事前に許諾を得ることなく勝手に他人の電子メールアドレスを当社サービスに保存、登録する行為、またはその恐れのある行為。
- (8) ねずみ講またはチェーンメールに該当する情報を提供する行為、或いはその恐れのある行為。

- (9) コンピューターウイルス等有害なデータの保管・送信する行為、或いはその恐れのある行為。
- (10) 犯罪行為もしくは犯罪行為に結びつく行為、またはその恐れのある行為。
- (11) その他違法、不当、公序良俗に反する態様で当社サービスを利用すること。
- (12) 第三者または当社の著作権、その他の権利を侵害する行為、或いは侵害する恐れのある行為。
- (13) 第三者もしくは当社の財産またはプライバシー等を侵害する行為、或いは侵害する恐れのある行為。
- (14) 第三者もしくは当社に対する誹謗中傷または名誉もしくは信用を毀損する行為、或いはその恐れのある行為。
- (15) 前各項に定める行為を助長もしくは促進する行為、またはその恐れのある行為。
- (16) その他、当社が当社サービスの利用者として相応しくないと判断する行為。

#### 第18条 権利帰属

当社サービスに関する所有権及び知的財産権は全て当社又は当社にライセンスを許諾している者に帰属しており、本約款に定める当社サービスの利用許諾は、本約款において明示されているものを除き、当社サービスに関する当社又は当社にライセンスを許諾している者の知的財産権の譲渡又は使用許諾を意味するものではありません。契約者は、いかなる理由によっても当社又は当社にライセンスを許諾している者の知的財産権を侵害するおそれのある行為（逆アSEMBル、逆コンパイル、リバースエンジニアリングを含みますが、これに限定されません。）をしないものとします。

#### 第19条 契約者の義務違反

契約者が、第16条（契約者の義務）又は第17条（禁止事項）第18条（権利帰属）に違反した場合にあっては、当社は、契約者に対してこれにより当社が被った損害の賠償請求をすることができるものとします。また、契約者が当社サービスの利用に関して第三者に与えた損害につき当社が当該第三者に当該損害の賠償をしたときは、当社は、契約者に対し、当該賠償について求償することができるものとします。

## 第5章 品質保証、責任の限定等

#### 第20条 サービスの品質保証および保証の限定

当社サービスにおける品質保証又は保証の限定に関しては、特に個別契約に記載のない場合以下の通りとします。

当社サービスは以下の事項を保証するものではありません。

- (1) 当社サービスが、その完全性、正確性及び契約者の利用目的への適合性を有すること
- (2) 携帯キャリア又はメールの受信者が実施する迷惑メールブロッキングが発生しないこと
- (3) 契約者が当社サービスに保存、登録、リレーする電子メールが契約者の指定する電子メールアドレス宛に到着すること。
- (4) 当社サービスにより送信される電子メールの延着、未達、流失、改ざん、文字化け等が生じないこと
- (5) 当社サービスに登録された電子メール、電子メールアドレスその他各種のデータの消失、流失、改ざん、文字化け等が生じないこと

## 第21条 当社の免責

1. 当社は契約者が当社サービスを利用することによって第三者との間で法律的または社会的な係争関係に置かれた場合でもこれらの係争の一切の責任を負わないものとします。
2. 当社は、契約者が所有する設備、端末、ソフトウェア等のサポートを行わないものとします。
3. 当社は、当社サービスを利用して第三者にサービスを提供する際に発生した、第三者からの苦情、問い合わせ等を契約者または契約者が指定するものに取り次ぐ等、第三者に対して直接対応する義務を負わないものとします。（但し契約者の責任において業務を委託された代行者を除く）
4. 当社サービスで提供されるシステムソフトウェア、OSの修理、修正、仕様変更およびバージョンアップ等の対応は、すべて当社の権利とし、当社サービスにより提供される機能を永続的に使用できる権利は保証いたしません。
5. 当社は、個別契約において明示的に規定された場合を除き、契約者が当社サービスの利用に関して被った損害(その原因の如何を問いません)について賠償、返金、料金の減免等の責任を負わないものとします。なお、消費者契約法の適用その他の理由により、本項その他当社の損害賠償責任を免責する規定にかかわらず当社が契約者に対して損害賠償責任を負う場合においても、当社の賠償責任は、直接かつ通常の損害に限り、逸失利益、間接損害等は含まないものとし、また損害の事由が生じた時点から遡って過去6ヶ月間の期間に契約者から現実に受領した当社サービスの料金の総額を上限とします。
6. 当社のウェブサイトから他のウェブサイトへのリンク又は他のウェブサイトから当社のウェブサイトへのリンクが提供されている場合でも、当社は、当社のウェブサイト以外のウェブサイト及びそこから得られる情報に関して、当社の責に帰すべき場合を除き、一切の責任を負わないものとします。7. 第6章の規定に基づき利用の制限、中止及び停止並びにサービスの廃止をした場合及び第7章の規定に基づきサービス契約が解除された場合においても、当社は一切の責任を負わないものとします。

## 第6章 利用の制限、中止及び停止並びにサービスの廃止

### 第22条 利用の制限

1. 当社又は、当社サービス提供のために当社が契約する電気通信事業者は、天災事変その他の非常事態（火事、停電、地震、洪水、戦争、疫病、暴動又は政府当局若しくは地方自治体による介入、指示若しくは要請を含みますがこれらに限定されません。）が発生し、若しくは発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、当社サービスの利用を制限する措置を採ることがあります。
2. 当社は、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）において定める児童ポルノを閲覧又は取得するための通信を制限する場合があります。

### 第23条 利用の中止

1. 当社は、次に掲げる事由があるときは、当社サービスの提供を中止することがあります。

- (1) システム維持管理のために計画停止する場合
  - (2) 当社設備及びクラウド環境の増強、保守または工事上やむを得ない場合
  - (3) 電気通信事業者及びクラウドプラットフォーム事業者が電気通信サービス又はクラウドサービスの提供を中断することにより、当社サービスの提供を行うことができない場合
2. 当社は、当社サービスの提供を中止するときは、契約者に対し、事前に、その旨並びに理由及び期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

#### 第24条 利用の停止等

1. 当社は、契約者が次の各号に該当するときは、当社サービスの提供を停止又は利用を制限することがあります。
  - (1) 当社サービス契約上の債務の支払を怠り、又は怠るおそれがあることが明らかであるとき
  - (2) 第16条（契約者の義務）の規定に基づき定められた契約者の義務に違反したとき
  - (3) 第17条（禁止事項）の規定に違反したとき
  - (4) 第18条（権利帰属）の規定に違反したとき
  - (5) サービス契約の規定に違反したとき
2. 当社は、前項の規定による措置を講ずるときは、契約者に対し、あらかじめその理由及び期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

#### 第25条 サービスの廃止

1. 当社は、当社の判断により、当社サービスの全部又は一部を廃止することがあります。
2. 当社は、前項の規定により当社サービスの全部又は一部を廃止するときは、契約者に対し、廃止する日の3ヶ月前までに、その旨を通知します。
3. 本条の規定は、個別契約において別の定めをすることができるものとします。

## 第7章 契約の解除

#### 第26条 当社の解除

1. 当社は、第24条（利用の停止等）第1項の規定により当社サービスの利用を停止された契約者が、当該停止日の翌日から14日以内にその事由を解消しない場合は、サービス契約を解約することができるものとします。ただし、当該停止又は制限が同条第1項第1号の事由による場合は、当該契約を直ちに解除することがあります。
2. 当社は、契約者に次の事由が発生した場合は、催告なしにサービス契約を解約および配信の強制停止をすることができるものとします。
  - (1) 本約款又は個別契約に違反した場合
  - (2) 総務省または、その関連団体及び上位プロバイダーより電子メール配信に関して申告、勧告、指導等があった場合
  - (3) 破産、特別清算、民事再生または会社更生の申立をなし、または他からその申立をなされたとき
  - (4) 仮差押、仮処分、競売または滞納処分による差押を受けたとき
  - (5) 手形、小切手の不渡り処分を受け、または銀行取引停止処分を受けたとき

3. 第 25 条（サービスの廃止）第 1 項の規定により、当社サービスの全部又は一部が廃止されたときは、当該廃止の日に当該廃止された当社サービスに係るサービス契約が解除されたものとします。

#### 第 27 条 契約者の解除

1. 契約者は、当社に対し当社所定の解約申込書で通知をすることにより、サービス契約を解除することができます。
2. 第 22 条（利用の制限）又は第 23 条（利用の中止）第 1 項の事由が生じたことにより当社サービスを利用することができなくなった場合において、当該サービスに係るサービス契約の目的を達することができないと認めるときは、契約者は、前項の規定にかかわらず、任意の方法で当社に通知することにより、当該契約を解除することができます。
3. 前 2 項の規定に基づく場合を含め、契約者による解約日は暦月の末日以外の日に設定することはできないものとします。
4. 当社サービスにおいて、契約者が当社所定の解約申込書で通知をした場合、当該通知が当社に到達した日の翌月末日又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した月の末日のいずれか遅い日に、当該契約の解除の効力が生じるものとします。

#### 第 28 条 暴力団関係者排除による契約解除

1. 本条における「暴力団関係者」とは、暴力団、暴力団構成員、暴力団準構成員、暴力団員又は暴力団準構成員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団関係企業、特殊知能暴力集団、その他の反社会的勢力である者をいうものと致します。
2. 契約者又は代理若しくは媒介をする者が暴力団関係者であることが判明した場合には、当社は催告することなく即座に当社サービスのサービス契約の全部を解除することができるものとします。
3. 当社サービスを利用した事業に係る契約者と下請負人との契約等当該契約に関連する契約（以下本条において「関連契約」という。）の当事者又は代理若しくは媒介をする者が暴力団関係者であることが判明した場合には、当社は契約者に対し当該関連契約の解除その他の必要な措置を講ずるよう求めることができるものとします。
4. 前項の規定により必要な措置を講ずるよう求めたにもかかわらず、契約者が正当な理由なくこれを拒否した場合には、当社はサービス契約の全部を解除することができるものとします。
5. 当社は、本条によりサービス契約を解除したことにより契約者に損害が生じたとしても、一切の損害賠償を負担しないものとします。
6. 本条項に基づきサービス契約を解除した場合、付帯する全ての個別契約も解除となり、この時一切の代金の返還及び損害の賠償は行いません。また当社はサービス契約により既に発生した代金を請求する権利を失わないものとします。

## 第 8 章 料金、利用期日、更新等

#### 第 29 条 契約者の支払義務、最低利用期日、自動更新

1. 契約者は、当社に対し、当社サービスの利用に関し、別途定める個別契約書または当社が提示する金額、支払方法に従い料金を支払うものとします。



2. 個別契約で定める場合を除き、当社サービスの利用に伴って継続的に課金される月額料金については、日割り計算は行わないものとします。但し、初月に限り利用開始が16日以降の場合は月額半額とします。
3. 契約内容の変更により料金の変更が発生した場合も、前項の規定を適用いたします。
4. 第22条(利用の制限)、第23条(利用の中止)、第24条(利用の停止等)の規定により、当社サービスの利用が中止、停止又は制限された場合の当該中止、停止又は制限の期間における当該サービスに係る当社サービスの料金の額の算出については、当該サービスの提供があったものとして取り扱うものとします。
5. 当社サービスの最低利用期間は定めないとします。但し、別途個別契約書が締結されている場合は個別契約書の内容を優先致します。
6. 当社もしくは契約者による解除の手続きがなされるまで当社サービスの契約は以後1ヶ月単位で自動更新するものとします。解除手続きは第27条(契約者の解除)の定めに従うものとします。

### 第30条 料金の支払方法

個別契約で定める場合を除き、契約者は、当社サービスの料金を以下の規定に基づき、当社の指定する銀行口座に振り込みにより支払うものとします。尚、銀行振込手数料は契約者側で負担するものとします。月額費用は当社サービスを利用する前月末日までが標準の支払いとなりますが、利用開始日が月途中で標準支払い日を過ぎている場合は初月分と翌月利用分を合わせての支払いとなります。

### 第31条 遅延損害金

1. 契約者は、当社サービスの料金その他当社サービス契約上の債務の支払を怠ったときは、次項に定める方法により算出した額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、当該債務がその支払うべきこととされた日の翌日から10日以内に支払われたときは、この限りではありません。
2. 遅延損害金の額の計算は、未払債務に対し年14.6%とします。
3. 本遅延損害金の支払い方法については前条(料金の支払方法)の規定を準用します。

### 第32条 消費税

契約者が当社に対し当社サービスに関する債務を支払う場合において、消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定により当該支払について消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は、当社に対し、当該債務を支払う際に、これに対する消費税相当額を併せて支払うものとします。

## 第9章 機密情報の取扱

### 第33条 サービス利用ログの取扱

当社は、第40条(業務委託)に基づき業務委託を行う際に必要がある等正当な業務行為である場合並びに法令の定め(当社の事業を管轄する監督官庁が示す指針又はガイドラインを含む。)に基づいて許容される場合に限り、当社サービスの利用ログを統計処理すること、及び、その処理結果によって得られた知見について個別通信の特定を不可能とした上で公開すること、又は第三者に開示する場合があります。契約者はあらかじめこれらについて同意するものとします。

### 第34条 営業秘密等

1. 当社は、当社サービスの提供に関し知り得た契約者の営業秘密（不正競争防止法（平成5年法律第47号）上の「営業秘密」として契約者が当社に対して秘密である旨明示して開示した情報をいいます。）について、第三者に対し開示しないものとします。なお、営業秘密には、以下の情報を含まないものとします。
  - (1) 開示時点において、当社がすでに有していた情報
  - (2) 当社が、第三者から機密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
  - (3) 当社が独自に開発した情報
  - (4) 公知である等不正競争防止法上の「営業秘密」に該当しない情報
  - (5) 開示を受けた後、当社の責めによらず公知となった情報
2. 前条（サービス利用ログの取扱）の規定は、前項の営業秘密の取扱いについて準用するものとします。
3. 契約者は、当社サービスの利用に関し知り得た当社の技術情報、サービスの内容、その他当社が秘密である旨指定して契約者に開示する場合の当該情報（以下「秘密情報」という。）について、当社サービスの利用目的のみに利用するとともに、当社があらかじめ承諾した場合を除き、第三者に開示してはならないものとします。但し、秘密情報は以下の情報を含まないものとします。
  - (1) 当社から提供若しくは開示がなされたとき又は知得したときに、既に一般に公知となっていた、又は既に知得していたもの
  - (2) 当社から提供若しくは開示又は知得した後、自己の責めに帰せざる事由により刊行物その他により公知となったもの
  - (3) 提供又は開示の権限のある第三者から秘密保持義務を負わされることなく適法に取得したもの
  - (4) 秘密情報によることなく単独で開発したもの
  - (5) 当社から秘密保持の必要な旨書面で確認されたもの
4. 第3項の定めにかかわらず、契約者は、法律、裁判所又は政府機関の命令、要求又は要請に基づき、秘密情報を開示することができます。但し、当該命令、要求又は要請があった場合、速やかにその旨を当社に通知しなければなりません。
5. 契約者は、秘密情報を記載した文書又は磁気記録媒体等を複製する場合には、事前に当社の書面による承諾を得ることとし、複製物の管理については第3項に準じて厳重に行うものとします。
6. 契約者は、当社から求められた場合にはいつでも、遅滞なく、当社の指示に従い、秘密情報並びに当該情報を記載又は包含した書面その他の記録媒体物及びその全ての複製物を返却又は廃棄しなければなりません。

### 第35条 個人情報保護

1. 当社は、当社サービスの提供に際し以下の個人情報を法令および当社が公表する「個人情報保護方針」に基づき適切に保護いたします。契約者は、当社がかかる「個人情報保護方針」に基づき個人情報を取扱うことに同意するものとします。
  - (1) 当社サービスを契約する契約者に関わる情報
  - (2) 当社サービスで配信に利用されるメールアドレス情報
2. 当社は、個人情報を下記の目的で使用する場合があります。
  - (1) 当社サービスの稼働状況確認のため
  - (2) 入会、退会、契約プランの内容の変更・更新、停止、解約、サービス追加等の契約者管理のため
  - (3) 請求処理、入金確認、支払の督促等の業務のため

- (4) 当社サービス提供する上で必要な情報等を契約者にお届けするため
  - (5) 当社ヘルプデスクにお問い合わせいただいた際の契約者確認のため
  - (6) 現在ご提供のサービス、新サービス開発に対するご意見の聴取のため
  - (7) お打ち合わせ、サービスの説明・ご紹介などでご訪問させていただくため
3. 当社は、前項の使用範囲内で業務委託先に契約者の個人情報を開示することができるものとします。
  4. 当社は、以下のいずれかに該当する場合には契約者の個人情報を第三者に開示することができるものとします。
    - (1) あらかじめ契約者の同意が得られている場合
    - (2) 法令にもとづき開示しなければならない場合又は法令において開示が認められている場合
    - (3) 人の生命、身体または財産の保護に必要があり、契約者の同意を得ることが困難な場合
    - (4) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進に特に必要であって、契約者の同意を得ることが困難な場合
    - (5) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力の必要がある場合であって、契約者の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
  5. 当社は、当社サービスを提供するために必要な場合に限り、契約者の個人情報を公的機関に開示することができるものとします。
  6. 当社は、契約者の個人情報を、当社サービスの広告宣伝又は広報のために利用する場合には、契約者から別途同意を取得するものとします。

### 第36条 データの調査

当社は、以下の目的に該当すると当社が合理的に判断した場合には、当社サービスにおいて当社が保管している契約者及び利用者のデータを調査することができるものとします。

1. 当社サービスの安全な運営のため
2. 本約款又は個別契約への違反の有無の確認のため
3. 当社サービス又は当社サービスのシステム上の問題を解決するため
4. 当社サービスのサポート上の問題に関連して契約者から当社に要請があった場合に、当該サポート上の問題を解決するため
5. その他正当な目的を達成するため

## 第10章 サービス内容と保守サポート

### 第37条 サービス内容

1. 国産の超高速メール配信エンジンを内包した高性能な電子メール配信環境を提供します。当社サービスの国内クラウド環境に向けて WEB 画面や SMTP リレー、WEB-API リクエストでの配信をご利用いただけます。
2. 当社サービスは、月間のメール配信数によって最適な基本料金プランを選択することができます。
3. 基本プラン内で宛先管理、送信結果グラフ確認、STARTTLS 対応、DKIM 署名、オプションで環境占有化、サイズ制限解除、その他アドオンが提供された場合は追加機能がそれぞれ利用できます。

### 第38条 設定情報の提供

契約者は、当社が提供した接続先情報、ログインおよび認証情報以外を使用して当社サービスを利用することはできません。

### 第39条 ネットワークおよびシステム設定変更

当社サービスのネットワーク及びシステム状態を予告なく変更する場合があります。

### 第40条 当社サービスの問い合わせ連絡先およびサポート範囲

1. 当社サービスの、当社問い合わせ先およびサポート範囲は以下となります。

#### 【問い合わせ先】

問い合わせページ：<https://fumiyoj.jp/> から「お問い合わせ」ページへ

電話サポート：050-1807-1731

メールサポート：support@fumiyoj.jp

当社の問い合わせ先等に変更が生じた場合は、変更後速やかに契約者が申込時に届け出た連絡先にご連絡するものと致します。

#### 【電話による問い合わせの受付時間帯】

平日（月曜～金曜日）の9：30～12：00、13：00～18：00

（但し年末年始、祝祭日、当社の休業日をのぞく）

#### 【問い合わせページ、メールによる問い合わせの受付時間帯】

365日、24時間受付いたしますが、対応は翌営業日になることがあります。

#### 【サポート範囲】

契約者からの問い合わせに対し以下の内容に関して、当社が相当と判断する場合には情報を提供するものと致します。

- 1) 当社サービスの利用方法支援
- 2) 当社サービスの利用状況調査

### 2. 当社からの連絡

以下の場合には、契約者が申込時に届け出た連絡先に、当社より連絡が行きます。

- 1) 障害時等の緊急を要する連絡
- 2) データーセンター定期メンテナンス等のお知らせ
- 3) その他必要のある時

### 3. 適用除外

以下の各号に定める事項は、当社の保守サポートおよび責任の範囲外と致します。

- (1) 契約者の故意、過失または不適切な使用に起因する当社サービスの不具合。
- (2) 電氣的ノイズ、公衆回線、ネットワークの障害、その他外的要因で生じた当社サービスの不具合。
- (3) 天災地変等その他不可抗力の原因に基づく当社サービスの不具合。

- (4) 当社サービス以外の操作や技術的質問に関する回答、またはそれらに起因する不具合の切り分けと対処。
- (5) 契約者固有のデータおよび当社サービス以外のプログラムの復元または修復。
- (6) 当社サービスに関して当社の定める所定の使用条件を契約者が守らなかったことに起因する不具合。
- (7) アプリケーションソフトウェアの開発に対する支援。
- (8) 本約款、規程、その他当社の通知に従わないことにより発生した不具合。
- (9) 上記各号記載以外に当社が適用除外と認めたもの。

## 第 11 章 雑則

### 第 4 1 条 電磁的方法による意思表示

### 第 4 2 条 業務委託

当社は、当社サービスの提供に必要な業務の一部については、当社の指定する第三者に委託することができるものとします。

### 第 4 3 条 サービス利用に必要な役務等

当社サービスを利用するために必要な契約者側の端末装置、およびその設置等に係わる役務等は、個別契約において明示的に規定されている場合を除き、契約者の責任において調達、設置するものとします。

### 第 4 4 条 技術的事項

1. 当社サービスにおける基本的な技術事項は、本約款において定めるものとします。
2. 当社サービスにおける特別な技術事項がある場合は、個別契約において定めるものとします。

### 第 4 5 条 完全合意

本約款は、本約款に含まれる事項に関する当社と契約者との完全な合意を構成し、本約款に含まれる事項に関する、書面、口頭その他いかなる方法による当社と契約者との事前の合意、表明及び了解にも優先します。

### 第 4 6 条 分離可能性

本約款のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本約款の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有し、当社及び契約者は、当該無効若しくは執行不能の条項又は部分を適法とし、執行力を持たせるために必要な範囲で修正し、当該無効若しくは執行不能な条項又は部分の趣旨並びに法律的及び経済的に同等の効果を確保できるように努めるものとします。

### 第 4 7 条 存続条項

サービス契約が、いかなる事由により終了した場合においても、第 5 条第 4 項、第 6 条、第 8 条、第 11 条第 3 項及び第 4 項、第 18 条、第 19 条、第 20 条、第 21 条、第 28 条第 5 項及び第 6 項、第 29 条から第 32 条まで（未払がある場合に限る。）、第 33 条から第 36 条まで、並びに第 45 条から第 47 条までの規定は、サービス契約終了後も有効に存続するもの

とします。但し、第 34 条第 3 項乃至 6 項については、サービス契約終了後 3 年間に限り存続するものとします。

## 附則

2022(令和4)年11月15日第1版 制定

本約款は、2022(令和4)年11月15日から実施します。

変更履歴

日付	変更箇所